

第4章 景観形成のための必要な事項

4-1. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号関係）

当別町全域において、景観に大きな影響を与える行為を景観法による届出の対象とし、景観形成基準（法第8条第3項第2号の規定に基づき定める基準）を定めます。

（1）届出の対象となる行為

| 種別 | 届出対象行為 | 規模 |
|-------------|---|--|
| 建築物 | 新築、増築、改築、移転 | 延べ面積 1,000 m ² 又は高さ 10mを超えるもの |
| | 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更 | 上記の規模を超える建築物で外観の2分の1を超えるもの |
| 工作物 | 塀、擁壁その他これらに類する工作物（特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設を除く。） | 高さ 2 mを超えるもの |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱 その他これらに類する工作物（特定公共施設、鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設又は電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。） ・煙突その他これらに類する工作物 ・物見塔、装飾塔その他これらに類する工作物 ・彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ・観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な施設 ・アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ・石油、ガスその他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設 ・汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物 ・高架水槽その他これらに類する工作物 | 築造面積 1,000 m ² 又は高さ 10m（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10m）を超えるもの |
| | 外観を変更する修繕、模様替え又は色彩の変更 | 上記の種類及び規模の工作物で外観の2分の1を超えるもの |
| 開発行為 | ・都市計画法に規定する開発行為 | 当該行為に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの |
| その他 | ・土地の形質の変更（都市計画法に規定する開発行為を除く） | 当該行為に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの |
| | ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（雪の堆積を除く） 【期間が 30 日以上のもの】 | 当該行為に係る土地の面積が 1,000 m ² かつ当該行為に伴い生ずる堆積物の高さが 1.5mを超えるもの |
| 届け出る必要のない行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記の規模に満たない行為 ・通常の管理行為、非常災害のための応急措置として行う行為など | |

(2) 景観形成基準 (法第 8 条第 3 項第 2 号の規定に基づき定める基準)

| 種 別 | 項 目 | 基 準 |
|------|----------------------------|---|
| 建築物 | 高さ | ・周辺の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて 20m 以下とする。但し、用途地域内を除く。 |
| | 形態・意匠・色彩 | ・周囲と調和する形状とする。 ・外壁・屋根は周囲と調和する目立たない色彩とする。【別表 1 による】 (ただし、法令に基づくものは除く。) |
| | 配置 | ・周辺景観との調和と良好な眺望に配慮した位置・配置とする。 |
| | 緑化 | ・既存の樹木を適切に保全するとともに、農村部では新たに樹木を植栽するなど修景及び緑化に努める。 |
| 工作物 | 高さ | ・周辺の景観から突出しないよう、機能上やむを得ない場合を除いて 20m 以下とする。 |
| | 形態・意匠・色彩 | ・建築物本体とのデザインの調和を図る。 ・擁壁などについては、威圧感を軽減するよう、形状、素材感の工夫、壁面の緑化、前面の植栽など修景を行う。 ・立体の施設は、外周部に樹木を植栽するなど修景を行う。 ・外壁・屋根は周囲と調和する目立たない色彩とする。【別表 1 による】 (ただし、法令に基づくものは除く。) |
| | 配置 | ・道路その他の公共の場所からの見え方に配慮する。やむを得ず高さが 20m を超えるときは、できる限り目立たない位置に配置する。 |
| | 緑化 | ・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。 |
| 開発行為 | 形状・緑化 | ・できる限り自然の地形を活かすよう配慮し、道路その他の公共の場所から見える箇所では、のり面・擁壁などの配置はできるだけ避ける。 ・切土・盛土によって生じるのり面は、可能な限り土羽(突き固める)によるものとし、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に留めるとともに、仕上げの工夫または前面の植栽などによる修景を行う。 ・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。 |
| その他 | 土地の形質変更(都市計画法に規定する開発行為を除く) | ・できる限り自然の地形を活かすよう配慮し、道路その他の公共の場所から見える箇所では、のり面・擁壁などの配置はできるだけ避ける。 ・切土・盛土によって生じるのり面は、可能な限り土羽(突き固める)によるものとし、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に留めるとともに、仕上げの工夫または前面の植栽などによる修景を行う。 ・既存の樹木を適切に保全するとともに、新たに樹木を植栽するなど、緑化に努める。 |
| | 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積 | ・屋外における物の集積、堆積、貯蔵は原則高さ 4 m 以下とし、外周部に樹木を植栽するなど修景を行う。 |

【 別表 1 】

周囲と調和しない色彩の基準（マンセル表色系による）

- ・ R（赤）、Y R（黄赤）系の色相 . . . 彩度 8 を超えるもの
- ・ Y（黄）系の色相 . . . 彩度 6 を超えるもの
- ・ 上記以外の色相 . . . 彩度 4 を超えるもの

ただし、木材・レンガ・コンクリート・石など、表面に着色を施していないものの色彩や、ガラス材（表面、内部及び裏面に着色を施していないもの）の色彩を除く。

4 - 2 . 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第 8 条第 2 項第 4 号関係）

良好な景観を形成し、道路その他の公共の場所から容易に見ることができる建造物及び樹木については、「歴史的・文化的重要性」、「希少性」または「シンボル性」が認められる場合なども勘案し、必要に応じて地区の景観の核となるものとして指定します。

4 - 3 . 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第 8 条第 2 項第 5 号イ関係）

屋外広告物は、経済活動や日常生活の利便性向上に効果がある一方で、無秩序かつ過剰に設置されることで、景観を損ねるものとなります。

このことから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、本計画第 3 章で示している方針との調和が保たれ、十分に配慮がなされるよう「北海道屋外広告物条例」、「北海道屋外広告物管理指針」に基づき北海道と連携を深め、対応します。さらに屋外広告物等の許可事務等に係る権限移譲について検討します。

また、今後、町が北海道屋外広告物条例に基づく「広告景観整備地区」として指定を受け、地域の特性を活かしたきめ細かい誘導を図ることができるよう、取り組みを進めます。

4 - 4 . 景観農業振興地域整備計画に関する事項（法第8条第2項第5号ニ関係）

本町の農村としての景観は、札幌市に隣接しながらも北海道らしい雄大な田園風景を形成しており、農地とその周辺の自然環境が調和した農村地域を形成し美しい農村景観を保全しながら、その中で生産される安全安心の農産物によるブランド力向上を図ることが求められています。

その景観の保全と生産基盤や農村環境の整備に努めることを目的として、現在、農地・水・環境保全向上対策事業を活動計画に基づき推進していることから、「景観農業振興地域整備計画」については、今後の取り組みに合わせて検討します。

（参考）景観農業振興地域整備計画とは

市町村が景観計画区域内の農業振興地域について、景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項や農用地及び農業用施設などの整備に関する事項を定めるもの。

景観と調和した土地利用を促し、耕作放棄地対策などに効果があります。

4 - 5 . 景観協定の活用

町民自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる「景観協定」の制度活用を支援し、町民の自発的な活動による良好な景観づくりを促進します。

当別町景観計画

編集：当別町 企画部 美しいまちづくり課
編集年月：平成21年 2月